

<公定幅運賃について>

目 次

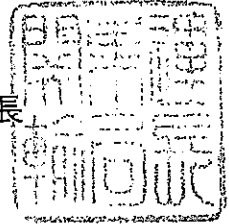
1. 運賃の範囲の指定に関する通知について . . . P 1
2. 公定幅運賃制度について（参考） . . . P 4
3. 平成26年4月からの消費税率引上げに伴う
タクシー運賃改定等の取扱いについて . . . P 5
4. 公定幅運賃の範囲の指定法法等について . . . P10
5. 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に
関する制度について . . . P19



関自旅二第1650号
平成26年2月6日

中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

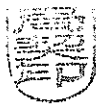
標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

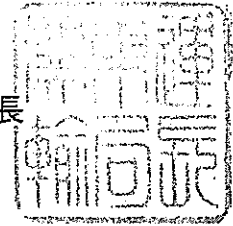
意見書の提出期限：平成26年2月26日



関自旅二第1650号
平成26年2月6日

東毛交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

東毛、及び中・西毛交通圏の運賃の範囲(案)

1. タクシー

①特定大型車

| | 距離制運賃 | | | 時間距離併用制 |
|---------|---------------|------|-----|-----------|
| | 初乗運賃 2.0km | 加算運賃 | | |
| A(上限運賃) | 810円 | 256m | 90円 | 1分35秒 90円 |
| B 運賃 | 800円 | 259m | 90円 | 1分35秒 90円 |
| C 運賃 | 790円 | 262m | 90円 | 1分35秒 90円 |
| D 運賃 | 780円 | 266m | 90円 | 1分40秒 90円 |
| E 運賃 | 770円 | 269m | 90円 | 1分40秒 90円 |
| F 運賃 | 760円 | 273m | 90円 | 1分40秒 90円 |
| 下限運賃 | 750円 | 276m | 90円 | 1分40秒 90円 |

| | 時間制運賃 | | |
|---------|-------------|------|--------|
| | 初乗運賃 30分 | 加算運賃 | |
| A(上限運賃) | 3,400円 | 30分 | 3,400円 |
| B 運賃 | 3,360円 | 30分 | 3,360円 |
| C 運賃 | 3,320円 | 30分 | 3,320円 |
| D 運賃 | 3,270円 | 30分 | 3,270円 |
| E 運賃 | 3,230円 | 30分 | 3,230円 |
| F 運賃 | 3,190円 | 30分 | 3,190円 |
| 下限運賃 | 3,150円 | 30分 | 3,150円 |

②大型車

| | 距離制運賃 | | | 時間距離併用制 |
|---------|---------------|------|-----|-----------|
| | 初乗運賃 2.0km | 加算運賃 | | |
| A(上限運賃) | 770円 | 273m | 90円 | 1分40秒 90円 |
| B 運賃 | 760円 | 277m | 90円 | 1分40秒 90円 |
| C 運賃 | 750円 | 280m | 90円 | 1分45秒 90円 |
| D 運賃 | 740円 | 284m | 90円 | 1分45秒 90円 |
| E 運賃 | 730円 | 288m | 90円 | 1分45秒 90円 |
| 下限運賃 | 720円 | 292m | 90円 | 1分45秒 90円 |

| | 時間制運賃 | | |
|---------|-------------|------|--------|
| | 初乗運賃 30分 | 加算運賃 | |
| A(上限運賃) | 3,200円 | 30分 | 3,200円 |
| B 運賃 | 3,160円 | 30分 | 3,160円 |
| C 運賃 | 3,120円 | 30分 | 3,120円 |
| D 運賃 | 3,080円 | 30分 | 3,080円 |
| E 運賃 | 3,030円 | 30分 | 3,030円 |
| 下限運賃 | 2,990円 | 30分 | 2,990円 |

③普通車

| | 距離制運賃 | | | 時間距離併用制 |
|---------|---------------|------|-----|-----------|
| | 初乗運賃 2.0km | 加算運賃 | | |
| A(上限運賃) | 730円 | 293m | 90円 | 1分45秒 90円 |
| B 運賃 | 720円 | 297m | 90円 | 1分50秒 90円 |
| C 運賃 | 710円 | 301m | 90円 | 1分50秒 90円 |
| D 運賃 | 700円 | 306m | 90円 | 1分50秒 90円 |
| E 運賃 | 690円 | 310m | 90円 | 1分55秒 90円 |
| 下限運賃 | 680円 | 315m | 90円 | 1分55秒 90円 |

| | 時間制運賃 | | |
|---------|-------------|------|--------|
| | 初乗運賃 30分 | 加算運賃 | |
| A(上限運賃) | 2,990円 | 30分 | 2,990円 |
| B 運賃 | 2,950円 | 30分 | 2,950円 |
| C 運賃 | 2,910円 | 30分 | 2,910円 |
| D 運賃 | 2,870円 | 30分 | 2,870円 |
| 下限運賃 | 2,830円 | 30分 | 2,830円 |

④小型車

| | 距離制運賃 | | | 時間距離併用制 |
|---------|---------------|------|-----|-----------|
| | 初乗運賃 2.0km | 加算運賃 | | |
| A(上限運賃) | 710円 | 301m | 90円 | 1分50秒 90円 |
| B 運賃 | 700円 | 305m | 90円 | 1分50秒 90円 |
| C 運賃 | 690円 | 310m | 90円 | 1分55秒 90円 |
| D 運賃 | 680円 | 314m | 90円 | 1分55秒 90円 |
| E 運賃 | 670円 | 319m | 90円 | 1分55秒 90円 |
| 下限運賃 | 660円 | 324m | 90円 | 2分0秒 90円 |

| | 時間制運賃 | | |
|---------|-------------|------|--------|
| | 初乗運賃 30分 | 加算運賃 | |
| A(上限運賃) | 2,890円 | 30分 | 2,890円 |
| B 運賃 | 2,850円 | 30分 | 2,850円 |
| C 運賃 | 2,810円 | 30分 | 2,810円 |
| D 運賃 | 2,770円 | 30分 | 2,770円 |
| 下限運賃 | 2,730円 | 30分 | 2,730円 |

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)1.(5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

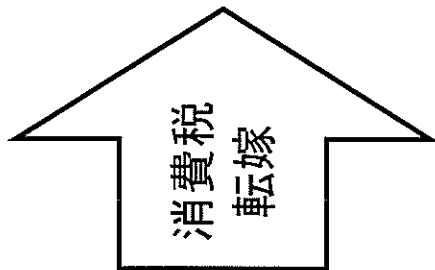
〈参考〉

公定幅運賃制度について

現行自動認可運賃

〈普通車〉

| | 距離制運賃 | |
|----------|---------------|------------|
| | 初乗運賃 2.0km | 加算運賃 |
| A (上限運賃) | 710 円 | 301 m 90 円 |
| B 運賃 | 700 円 | 305 m 90 円 |
| C 運賃 | 690 円 | 310 m 90 円 |
| D 運賃 | 680 円 | 314 m 90 円 |
| E 運賃 | 670 円 | 319 m 90 円 |
| 下限運賃 | 660 円 | 324 m 90 円 |



〈普通車〉

公定幅運賃

| | 距離制運賃 | |
|----------|---------------|------------|
| | 初乗運賃 2.0km | 加算運賃 |
| A (上限運賃) | 730 円 | 293 m 90 円 |
| B 運賃 | 720 円 | 297 m 90 円 |
| C 運賃 | 710 円 | 301 m 90 円 |
| D 運賃 | 700 円 | 306 m 90 円 |
| E 運賃 | 690 円 | 310 m 90 円 |
| 下限運賃 | 680 円 | 315 m 90 円 |

国自旅第421号

平成26年1月29日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

(公 印 省 略)

平成26年4月からの消費税率引上げに伴う
タクシー運賃改定等の取扱いについて

平成26年4月1日に実施予定の消費税率引き上げに伴うタクシー運賃の改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(平成13年10月26日付国自旅第101号。以下「運賃処理方針通達」という。)」、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について(平成26年1月24日付国自旅第407号。以下「公定幅運賃通達」という。)及び「福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について(平成18年9月25日付け国自旅第170号。以下「福祉輸送運賃通達」という。)」に定めるところにかかわらず、以下の通り取り扱うこととするので遺漏なきよう取りはからわれない。

なお、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 自動認可運賃等の算定

各地方運輸局において、運賃適用地域ごとに、運賃処理方針通達の4(1)に基づき、消費税率引き上げ分を転嫁した自動認可運賃等(特定地域等(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に定める特定地域及び同法第3条の2に定める準特定地域。以下同じ。)以外の地域にあつては自動認可運賃を、特定地域等にあつては公定幅運賃を指す。以下同じ。)を設定することとする。

この際、自動認可運賃の範囲又は公定幅運賃の範囲の算定にあたっては、

- ・運賃処理方針通達の別紙2第1～第7までは適用せず、第8の所要増収率を108/105として用いる
- ・運賃処理方針通達別紙3の1.(1)における上限初乗運賃額に乗じる数、及



び同通達別添2の1(2)における初乗運賃収入構成比、同2(1)における加算運賃収入構成比は、原則現行の自動認可運賃を算定した際に用いたものと同じものを用いる

- ・必要に応じ、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて(平成19年3月28日付け国自旅第325号)」の3.の取扱いを行うこととする。

また、地域ごとに事業者団体の要望(タクシー協会の決議等により表明されているものに限る。)がある場合には、例外的に初乗運賃額は変えずに、初乗距離を短縮する方法(以下、「距離方式」という。)により転嫁することも認めることとする。

この場合、初乗距離に105/108を乗じ、1m単位に四捨五入した距離で、もとの初乗距離を割ることで初乗運賃値上率を算出する他はすべて上記と同じ方法で行うこととする。

2. 自動認可運賃等の公示

各地方運輸局は、設定した自動認可運賃等の算定の際に使用した関係資料を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて(平成23年4月25日付国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。)」に基づき、速やかに本省へ送付することとする。

改定事案取扱通達に定める、物価問題に関する関係閣僚会議や消費者庁への事前協議等の必要な手続きが本省において終了した後、各地方運輸局は自動認可運賃等を公示することとする。

また、改定事案取扱通達における分類にかかわらず、すべての運賃適用地域の自動認可運賃等を原則同日に公示することとする。

3. 運賃改定の方法

(特定地域等以外の地域)

- ① 公示した自動認可運賃で運賃変更申請がなされた場合、各地方運輸局は、速やかにこれを認可することとする。ただし、認可に際し、運賃処理方針通達の別紙4第2の2の条件は付すこととする。この際、初乗距離を短縮する運賃申請がなされた場合、申請事案の公示の省略はできないものとする。

- ② 現に自動認可運賃を下回っている運賃(以下「下限割れ運賃」という。)について、消費税率引き上げ分を転嫁する運賃変更申請がなされた場合は、1.の要領で運賃額を算定し認可することとする。

この場合「現行の自動認可運賃を算定した際に用いたもの」の部分「前回の査定で用いたもの」に読み替えるものとする。(ただし、平成21年10月に実施した自動認可運賃の下限引き上げにより下限割れとなった運賃については、この限りではない。)

また、現に認可の期限が付されている下限割れ運賃については、現認可の

終了期限を付して認可を行うこととする。期限の付されていない下限割れ運賃については、運賃処理方針通達の別紙4第2の2に準じた条件を付すこととし、運賃処理方針通達の別紙4第3の3(4)に定める各号の条件は付さないこととする。

- ③ 定額運賃(観光ルート別運賃を含む。)及び料金について、消費税率引き上げ分を転嫁する運賃変更申請等がなされた場合は、現行運賃額に108/105を乗じることを基本として、消費税率を転嫁した運賃額等を算定し認可することとする。ただし、運賃収入を含め、事業収入全体として108/105となる増収率の範囲内で調整することとする。

(特定地域等)

- ① 公定幅運賃への届け出の取扱いは、公定幅運賃通達によることとする。
- ② 定額運賃については、届け出を行った基本運賃に基づき届け出を行う必要があるが、公定幅運賃の範囲内で届け出を行った基本運賃の額によらないものについては、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の3第3項に基づく運賃の変更命令について(平成26年1月24日付け国自旅第408号)」1.(4)に基づき変更命令の対象となる点について、注意喚起を行うこととする。
- ③ 料金については、上記③の取扱いに同じ。

(共通)

- ① 消費税率引き上げ分のみを転嫁する改定においては、現行運賃に設定されている割引等と同一内容の割引等を、改定後も引き続き実施する場合は、割引等の審査は行わず、また、運賃処理方針通達の5.(2)及び(3)に定める各号の条件も改めて付さないこととする。

4. 運賃改定の受付期間及び実施時期

- ① 以下に定める期間に申請のあったものについては、平成26年4月1日を実施日として処理すること。

(特定地域等以外の地域)

- ・自動認可運賃への申請(料金申請含む)
・・・自動認可運賃の公示日から2週間
- ・その他の運賃の申請・・・平成26年1月29日
～自動認可運賃の公示日の前日

(特定地域)

- ・公定幅運賃等への届け出・・・公定幅運賃の公示日～平成26年3月31日
- ・料金等の申請・・・公定幅運賃の公示日から2週間

- ② 通常の運賃改定が平成26年4月1日に近接して実施する場合には、短期間で現行運賃の改定が実施されることにより、利用者に負担感や混乱を生じさせる恐れがあることに十分配慮し、改定時期を決定することとする。

なお、消費税を転嫁する運賃改定と通常の運賃改定を同時に実施する場合には、税負担の転嫁に係る改定率と通常改定に係る改定率とを区別して公表すること。

(例) 運賃改定率 % (うち消費税の改定に係る率 %)

また、特定地域等以外における下限割れ運賃において、既に期限更新等の申請がなされている場合に、当該事業者から消費税率改定分を転嫁する追加申請がなされた場合は、本申請と同時に処分してもよいこととする。

5. 福祉輸送運賃の改定

福祉輸送運賃通達に定める福祉輸送運賃において、自動認可運賃に該当する運賃を設定している場合は、上記の特定地域等以外の地域における3. ①に準じた取扱いとすることとする。

また、自動認可運賃に該当しない運賃を設定している場合は、上記の特定地域等以外の地域における3. ③に準じ取扱いとすることとする。

6. その他

- (1) タクシー運賃においては、すでに内税方式による総額表示が定着している現状を鑑み、今回の消費税率等引き上げに伴う運賃改定についても内税方式を採用することとする。
- (2) 改定運賃の実施にあたっては、利用者等の混乱を避けるため、運行管理者及び運転者等に対し指導を徹底するとともに、広告、リーフレットの配布、乗り場における周知等を図るよう指導することとする。
- (3) 関係団体等に対して、今回の改定手法等の説明を行うとともに、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」等の関係法令を遵守するよう指導することとする。
- (4) 個人タクシー事業者が自動認可運賃へ値上げする等の場合には、利用者へ便乗値上げ等の誤解を招かないよう、事業者は適切な運賃設定を行うことは勿論、4. ②に準じた公表や利用者への説明等を行い、トラブル回避に努めるよう指導することとする。
- (5) 旧基準メーターを使用する車両については、計量法上今回の消費税改定に対応できないため、早期に新基準メーターに変更するよう指導することとする。
- (6) ハイヤー及び寝台別建運賃を設定している場合は、原則タクシー運賃に準

じた取扱いを行うこととする。

- (7) メーター改修の期間等を考慮し、10日以内の期間を定め、換算表の使用を認めてもよいこととする。ただし、可能な限り早期に改定運賃を実施するようタクシー事業者を指導することとする。
- (8) 今回の消費税率の転嫁に際し、1. に定める距離方式とは別に、現行の距離を基本としつつ、事業者の選択により、1回分等の加算距離等を短縮した初乗距離に対応した初乗運賃も設定できることとする点を十分に踏まえて対応することとする。
- (9) 本通達の有効期限は、平成26年6月30日までとする。

国自旅第407号
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」を別紙のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

(別紙)

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第2条第1項に定めるタクシー）の運賃及びハイヤー（タク特法第2条第2項に定めるハイヤーのうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第2条第3号に定めるものを除く。以下同じ。）の運賃のうち、以下の基本運賃について公定幅運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、国土交通大臣が指定又は変更する運賃。以下同じ。）の範囲を指定するものとする。なお、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号）」に定める福祉輸送サービスに係る運賃については、範囲を指定しない。

(1) タクシーに係る基本運賃

① 距離制運賃（時間距離併用制を含む。）

距離制運賃とは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号。以下「運賃制度通達」という。）」1.（1）イに定める距離制運賃をいう。

距離制運賃の適用方法については、運賃制度通達1.（3）イ①②③④及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」の細部取扱いについて（平成14年1月25日付け国自旅第158号。以下「細部取扱通達」という。）」1.（1）によることとする。

② 時間制運賃

時間制運賃とは、運賃制度通達1.（1）ロに定める時間制運賃（その他、地方運輸局長が別途定めるものを含む。）をいう。

時間制運賃の適用方法については、運賃制度通達1.（4）イ②（ただし書きを除く。）③によることとする。

ただし、地域の実情に応じて、初乗時間を30分単位、初乗及び加算運賃額を10円単位とすることができることとする。

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) に同じ（運賃制度通達1.（4）イ④の取扱いを行うものを含む。）

2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い

(1) 割引運賃

運賃制度通達1.（3）ニ又は1.（4）ハ②に定める遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、3.

(1) ②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものは、基本運賃又は基本運賃に準ずる運賃に該当するものとして取扱い、このような割引運賃のうち、公定幅運賃の範囲内にならないものは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について（平成26年1月24日付け国自旅第408号。以下「運賃変更命令通達」という。）」に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、このような割引運賃以外の割引運賃については、公定幅運賃制度の対象とはならず、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の3第1項に基づき、地方運輸局長の認可を受けなければならない。

(2) 定額運賃

運賃制度通達1.(5)に定める定額運賃とする。ただし、運賃制度通達1.(1)ハ①に定める定額運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設（特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設））等恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものをいう。以下同じ。）から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によるものとし、これを設定する場合にあっては、地方運輸局長に届け出ることが必要となる。また、当該基本運賃については、時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃とする。

このため、定額運賃は、基本運賃に準ずる運賃に該当することから、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらない定額運賃は、運賃変更命令通達に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、運送法第9条の3第1項の認可を受けている定額運賃については、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃に基づき改めて設定した上で、地方運輸局長に届け出ることが必要となる。

3. 公定幅運賃の設定方法

公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 標準能率事業者の選定

法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の基準について（平成13年10月26日付け国自旅第101号。以下「運賃処理方針通達」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。

② 運賃原価（適正利潤を含む。）の算定

①で選定した標準能率事業者のなかから、運賃処理方針通達別紙2

第1の基準に基づき、「原価計算対象事業者」の選定を行い、同通達別紙2第2～第4、第6に基づき（人件費については、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて（平成19年3月28日付け国自旅第325号。以下「査定方針通達」という。）」1.（1）に基づき）、運賃原価を算定する。

③ 公定幅運賃の範囲の設定

【上限運賃】

②で算定した運賃原価をもとに、運賃処理方針通達別紙2第5、第7～第10、別添2、及び査定方針通達1（2）に基づき算定した額を上限運賃として設定する。

【下限運賃】

②で算定した運賃原価を、運賃処理方針通達別表1により区分し、同通達別紙3の1.（1）及び2.（1）に基づき算定し、査定方針通達3（2）に基づく所要の修正を行った額を、下限運賃として設定する。

④ 公定幅運賃の範囲内の設定

③で設定した上限運賃と下限運賃の範囲内において、運賃処理方針通達別紙3の1.（2）及び2.（2）に基づき算定し、査定方針通達3（2）に基づく所要の修正を行った運賃額等を設定する。

⑤ 車種区分

公定幅運賃は、運賃制度通達3. 及び別表の区分に基づく車種区分ごとに設定する。

⑥ 初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定

初乗距離を短縮する距離制運賃又は初乗時間若しくは加算時間を短縮する時間制運賃について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項に定める意見書（以下「意見書」という。）において、公定幅運賃として指定を求める意見がなされた場合は、運賃制度通達1.（3）イ⑤及び（4）イ②のただし書き、運賃処理方針通達別紙4第4の1. 及び2. に基づき、公定幅運賃として設定する。

（2）ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、（1）で定める下限運賃以上とする。

4. タクシーに係る公定幅運賃の指定方法等

法第3条第1項に基づき特定地域又は法第3条の2第1項に基づき準特定地域（以下「特定地域等」という。）を指定した際は、以下の要領に基づき公定幅運賃の範囲の指定及び公表を行うこととする。

（1） 事案の公示

施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、公定幅運賃の指定に係る事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

(2) 協議会への通知

法第8条第1項に基づき協議会（以下「協議会」という。）が設置されている特定地域等にあつては、当該協議会に対し、施行規則第10条の5第2項に基づき、原則15日の提出期限を付して、施行規則第10条の5第1項に基づく通知（以下「通知」という。）を行い、指定しようとする公定幅運賃について、協議会の意見を聴くこととする。ただし、法第16条第3項に該当する特定地域等はこの限りではない。

(3) 公定幅運賃の指定

協議会から、意見書の提出がなされた場合又は通知に付した提出期限を経過した場合、公定幅運賃の指定に係る作業を開始することとする。

公定幅運賃の指定は、以下の方法に基づき行うこととする。

- ① 公定幅運賃の範囲の指定にあつては、当該範囲を指定する趣旨が運送法第9条の3第2項に基づく認可基準の趣旨と合致していることに加え、地域指定において新たに運賃原価等を見直す必要性が乏しいこと等を勘案し、従来から運賃処理方針通達に基づいて設定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。
- ② 特定地域等の指定前に運賃改定申請がなされており、運賃改定（消費税率引き上げに伴う運賃改定を含む。）が、特定地域等の指定と同時又は指定直後に行われる場合においても、①の趣旨を勘案し、改定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

なお、この場合は、指定しようとする公定幅運賃を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて（平成23年4月25日付け国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。）」に基づき、本省に送付することとする。

- ③ 意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて指定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

(4) 公定幅運賃の公表

(3)の作業終了後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則として公表日の30日後とする。

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

(1) 公定幅運賃の変更手続きの開始

以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。

（ア）運賃処理方針通達1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」

という。)に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合

当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

- (a) 当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。
- (b) 当該運賃適用地域(特定地域等を除く。)にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、運賃処理方針通達に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足りることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすること。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、運賃処理方針通達2.(2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) 公定幅運賃変更の要否の判定

(1)の要件を満たすことを前提に、以下の要件を満たす場合、公定幅運賃の変更を行う必要があるものとする。

特定地域等であるか否かに関わらず、当該運賃適用地域の内から、3(1)①で選定する標準能率事業者について、処理方針通達別紙1第2の要領で算出した、実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率のいずれかが100%以下であること。

ただし、特定地域等においては、同通達別紙1第1における「改定申請事業者」とあるのを「特定地域等に存する事業者」と読み替えることとす

る。

(3) 協議会への通知

(2) の要件を満たした場合、協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

(4) 意見の聴取

公定幅運賃の変更が必要と認められる場合は、施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、当該事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

なお、(1)(イ)の場合、運送法第89条の意見の聴取と同時に行っても差し支えない。

(5) 公定幅運賃の設定及び指定

公定幅運賃の変更にあたっては、3.(1)③④の運賃を、公定幅運賃として設定する。この際、意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

また、意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて設定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

この設定された運賃を、改定事案取扱通達に基づき本省に送付し、本省における所定の手続き終了後、当該運賃を、公定幅運賃として指定することとする。

(6) 公定幅運賃の公表

(5) の指定後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則公表日の30日後とする。

(7) その他

- ・(2) の作業を行うにあたっては、必要に応じ、特定地域等における事業者に対しては法第16条の2に基づくとともに、特定地域等以外の地域の事業者に対しては道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令75号)第10条の3第2項に基づき、原価計算書その他公定幅運賃の算定に必要な書類の報告を求めることとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出された後、準特定地域の指定が解除された場合には、運賃改定申請受付期間を指定解除の日から3ヶ月間延長するものとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、公定幅運賃を変更する場合は、自動認可運賃も同時に変更を行うこととする。

6. その他

- (1) 事業者から公定幅運賃への届出（（別添）正副控3部提出）がなされた際は、記載内容を確認後、受付印を押印し、1部を事業者控えとして返却すること。
- (2) 届出書に記載する実施日は、公定幅の運賃の適用日（新たに当該特定地域等において事業を開始する者にとっては運行開始予定日）を記載するよう指導すること。
- (3) 公定幅運賃の変更等の際には、協議会及び地方運輸局長は、原則運賃処理方針通達別紙5に基づく情報提供を行うこととする。この場合、同通達別紙5において「事業者団体」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。
- (4) 公定幅運賃の適用は、運賃制度通達と同じ適用方法とする。ただし、特定地域等においては、大型車及び特定大型車割増は適用しない。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。

(別添)

平成 年 月 日

〇〇運輸局長

事業者住所
事業者名
代表者

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃設定（変更）届

今般、一般乗用旅客事業の運賃を設定（変更）したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 設定（変更）しようとする運賃を適用する営業区域

注）営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。

3. 設定（変更）しようとする運賃額等

注）公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

| | | | | | | |
|-------|------|---|---|---|---|---------------------|
| 距離制運賃 | （特大） | A | B | C | D | 運賃（いずれかに○を付ける） |
| | （大型） | A | B | C | D | 運賃（いずれかに○を付ける） |
| | （普通） | A | B | C | D | 運賃（いずれかに○を付ける） |
| | 短縮 | | | | | （初乗距離短縮を行う場合は○を付ける） |

| | | | | | | |
|-------|------|---|---|---|---|----------------------------|
| 時間制運賃 | （特大） | A | B | C | D | 運賃（いずれかに○を付ける） |
| | （大型） | A | B | C | D | 運賃（いずれかに○を付ける） |
| | （普通） | A | B | C | D | 運賃（いずれかに○を付ける） |
| | 短縮 | | | | | （初乗時間及び加算時間の短縮を行う場合は○を付ける） |

4. 変更の場合は、その理由

5. 実施日

注）適用日まで提出する場合は、原則適用日を記載すること。

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月17日

関東運輸局長 上子道雄

記

1. 運賃

(1) 運賃の種類

運賃の種類は、次のとおりとする。

イ 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ。）

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃。

ロ 時間制運賃

初乗運賃と加算運賃を定め、旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた運賃。

ハ 定額運賃

① 施設及びエリアに係る定額運賃

特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設）等を含む。）等（以下「定額運賃適用施設」という。）と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

② イベント定額運賃

イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所からイベントの開催場所との間の運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う場合の運賃。

③ 観光ルート別運賃

観光地における主要施設（最寄駅、主要宿泊施設等）を拠点とした名所旧跡等を巡るルートに沿った運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

④ 社会的要請による定額運賃

自治体、学校、保護者など地域からの要請により、通学児童等の安全及び保護を目的とした運送を行う場合において、事前に定額を定めて運送の引受けを行う運賃。

(2) 運賃の適用順位

運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用することとするが、(4)に定めるところにより設定した時間制運賃を適用することができるものとする。また、(5)に定めるところにより定額運賃を設定している場合は、定額運賃を適用することができるものとする。

(3) 距離制運賃

イ 距離制運賃の適用方法

- ① 初乗距離は各運賃適用地域ごとに関東運輸局長が定める距離により設定するものとする。
- ② 加算運賃は、1メートル単位とし、1メートル未満の端数は四捨五入する。
- ③ 時間距離併用制運賃は、一定速度（限界速度といい、10km/Hを超えないものとする。）以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し、距離制メーターに併算する。
- ④ 時間距離併用制運賃の加算距離相当時間に端数が生じた場合は、5秒単位に切り上げるものとする。
- ⑤ 距離制運賃は、10円単位で設定するものとする。
- ⑥ 二種類の初乗距離を設定し、現行の初乗距離を基本としつつ、事業者の意向により、これを短縮して設定されるもう一種類の初乗距離も設定できるものとする。この場合、もう一種類の初乗距離は、現行の初乗距離から、加算距離を一回分（ただし、地域の実情に応じて、複数回分とすることも出来るものとする。）控除した距離で、関東運輸局長が定めるものにより設定するものとする。なお、当該距離に係る初乗運賃額は、控除した距離に相当する加算運賃額を控除した額で設定するものとする。
- ⑦ 運賃の収受に当たっては、旅客の降車地点に停車後直ちにメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。
- ⑧ 距離制運賃を設定する場合は、(4)の規定を適用して設定される時間制運賃も設定するものとする。

ロ 距離制運賃の割増

- ① 大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。
- ② 深夜早朝割増は、原則午後10時以降午前5時までの間における運送に適用し、割増率は2割とする。
- ③ 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は2割とする。
- ④ 適用方法
 - (ア) 大型車割増及び特定大型車割増以外の割増は、距離短縮方式とする。
 - (イ) 大型車割増及び特定大型車割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によることとし、当該合算額をメーターに表示することとする。
 - (ウ) 大型車割増及び特定大型車割増以外の割増については、2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増の重複はできないものとする。

ハ 距離制運賃の割引（公共的割引）

- ① 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。
- ② 知的障害者割引は、都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。
- ③ ①、②以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下の(ア)～(ウ)に掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は1割とする。
 - (ア) 精神障害者
精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (イ) 被爆者
原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - (ウ) 戦傷病者
戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ④ 適用方法
 - (ア) 公共的割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。
 - (イ) 公共的割引は、遠距離割引及び営業的割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、い

ずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

二 距離制運賃の割引（遠距離割引及び営業的割引）

① 遠距離割引及び営業的割引については、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことが認められる場合であって、運転者の労働条件の確保が図られていると認められる場合に設定されるものとする。

② 遠距離割引は、一定のメーター表示額（基準額という。）に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法で行うものとする。

割引の方法については、利用者への分かりやすさを担保するため原則として、基準額及び割引率を逡増させる場合の区切りの額については1,000円単位とし、割引率は1割単位とするものとする。

③ 営業的割引は、クーポン券割引、利用回数・金額割引など主に需要喚起目的として設定される運賃の割引（公共的割引及び遠距離割引を除く。）とする。

④ 適用方法

(7) 遠距離割引は、メーター表示額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) 営業的割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) 遠距離割引及び営業的割引は、それぞれ重複して、又は、それぞれが公共的割引と重複して適用するものとする。

(4) 時間制運賃

イ 時間制運賃の適用方法

① 時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む。以下同じ。）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

② 時間制運賃は、初乗1時間、以後30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

ただし、事業者の申請に基づき、初乗30分、以後15分又は10分単位とすることができるものとする。

③ 時間制運賃は、50円単位とし、50円未満の端数は切り捨てるものとする。

④ 当分の間、既に時間制運賃が導入されている運賃適用地域においては、「営業所等を出発し、旅客の運送を終了するまでの実拘束時間に応じた」かつ「30分単位の」運賃を設定することができるものとする。

⑤ 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、

前面に「貸切」の表示をするものとする。

- ⑥ 運送の引き受けを営業所においてのみ行う場合には、時間制運賃のみを設定することができるものとする。この場合にあつては、タクシーメーター器を取り付けないこととしても差し支えないものとする。

ただし、個人タクシー事業者にあつては、その事業特性に鑑み、時間制運賃のみを設定することはできないものとする。

ロ 時間制運賃の割増

- ① 時間制運賃には、運賃の割増（大型車及び特定大型車を除く。）及び料金（待料金及び迎車回送料金に限る。）は適用しないものとする。
- ② 大型車及び特定大型車の割増率については、地域の実情にあわせて定めることができる。
- ③ 割増は、普通車の運賃額に割増相当額を加算する方式によるものとする。

ハ 時間制運賃の割引

① 公共的割引

(3)ハの規定は、時間制運賃の公共的割引について準用する。

② 営業的割引

(7) (3)ニのうち、営業的割引に係る規定は、時間制運賃の営業的割引について準用する。

(イ) 割引の種類については、(7)及び以下に掲げるもののほか、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

a 特定時間制割引

需要の少ない時間帯の利用に限定した運賃の割引。

b 長時間割引

一定の時間を超える長時間の配車予約があつた場合の運賃の割引。

③ 適用方法

(7) ①の割引は、イにより算出された時間制運賃額から割引相当額を減じる方法による。

(イ) ②の割引については、割引の形態に応じた方法で割り引きを行うものとする。

(ウ) ①及び②（②(7)において準用する(3)ハを含む。）の各区分の割引は重複して適用するものとするが、①及び②（②(7)において準用する(3)ハを含む。）の同一区分内において複数の割引条件に該当する場合は、いずれか高い率を適用し、割引の重複はできないものとする。

(5) 定額運賃

イ 施設及びエリアに係る定額運賃

- ① 定額運賃適用施設と他の定額運賃適用施設との間又は定額運賃適用施設と一定のエリアとの間に行われる反復・継続的な運送であって、5,000円（地域の実情に応じてこれより低い金額を関東運輸局長が定めることができる。）に相当する距離を超えるものについて設定できるものとする。
- ② 運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引を含むものとする。）の額によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。
- ③ 定額運賃適用施設等は、事業者の申請に基づき設定することができることとするが、恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものとする。
- ④ 定額運賃を適用する一定のエリアは、営業区域の単位として関東運輸局長が定めた区域の範囲を超えない範囲内において、営業区域、行政区画、道路、河川、その他の明確な区分により設定するものとする。

当該エリアは事業者の申請に基づき設定することとするが、地域の輸送実態その他の事情により関東運輸局長が別に定めるところによることのできるものとする。
- ⑤ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑥ 他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないように乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。
- ⑦ 定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

ロ イベント定額運賃

- ① イベントの開催期間中、駅、空港等特定の場所とイベントの開催場所との間の運送に適用する場合に設定できるものとする。
- ② 運賃の額は、イベント開催時において予想される最短経路による運行経路（初乗距離を超える運送距離であること。）に基づき計測した距離

に対応した通常の距離制運賃額によるものとする。

この場合において、設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位などとすることができることとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

- ③ 実施に当たり、イベント主催者等との連携、旅客への案内等の対応について、十分な方策を講じるものとする。
- ④ 運賃以外で有料道路料金や駐車場料金等の実費が必要となる場合は、利用者が負担すべき実費の額等についてその内容をあらかじめ明示するものとする。
- ⑤ 他の利用者との間で不当な差別的な取扱いや乗り場等で利用者の混乱が生じないように乗り場を定める、乗車券方式による、予約方式による等利用者保護に十分な対策を講じるものとする。
- ⑥ イベント定額運賃に運賃の割増又は運賃の割引を適用する場合は、割増や割引を適用した後の運賃を定額運賃として設定するものとする。

ハ 観光ルート別運賃

観光ルート別運賃の設定については、「タクシーの観光地におけるルート別運賃制度の見直しについて」（平成8年6月21日付け自旅第105号）によるものとする。

ニ 社会的要請による定額運賃

児童の登下校時の安全確保のため、反復継続して行なわれる輸送等、特に必要と認められる場合は、上記イからハによらない定額運賃を設定できるものとする。

ホ その他

定額運賃を設定する場合は、運賃算定の基礎となる距離制運賃又は時間制運賃を設定するものとする。

2. 料金

(1) 料金の種類

料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とする。

(2) 料金の適用方法

イ 待料金

- ① 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。
- ② 待料金の額は、加算運賃額とする。

ロ 迎車回送料金

迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に、

次のいずれかを適用するものとする。

- ① 1車両1回ごとの定額（一定距離まで無料とするもの及び一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものを含む。）とする。
- ② 発車地点より実車扱い（タクシーメーター器を「迎車」の位置に操作すること）とし、初乗運賃額を限度とする。なお、実車扱いとする距離については、平成14年4月24日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」による距離とする。

この場合において、当該料金の適用方法について、あらかじめ利用者にはわかりやすい情報提供を行い、利用者保護に十分な対策を講じるものとする。

ハ サービス指定予約料金

- ① サービス指定予約料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とする。
- ② 時間指定配車料金は、予約による旅客の指定した時間に車両を配車する場合に適用する。
- ③ 車両指定配車料金は、予約による旅客のワゴン車等の配車依頼に応じてワゴン車等を配車する場合に適用する。
- ④ サービス指定予約料金の額は、1車両1回ごとの定額とする。

ただし、「時間指定配車」かつ「車両指定配車」のいずれにも該当する場合は、②又は③により適用しうるいずれかの料金のうち高額の料金のみを収受するものとする。

ニ その他の料金

その他の料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。なお、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である。

3. 車種区分

別表のとおりとする。

4. その他

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービスに限る。）に関する制度について」（平成18年11月30日付け関自旅二第1635号）の記1. (1)で例示するケア運賃については、事業者の申請に基づき、既に認可を受けている（認可を受けようとしている場合を含む。以下同じ。）

運賃を上限として一定の幅を設定することができるものとする。

この場合において、一定の幅で運賃を設定するに当たっては、既に認可を受けている運賃を上限（最高運賃）とし、適用する運賃の最低となる運賃を下限（最低運賃）として取り扱うものとする。

附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。
- 2 1(3)ロ・(4)ロ、2(2)イ・ロ、及び3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別に定める地域において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それより前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成14年4月24日 一部改正）

- 1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則（平成14年7月23日 一部改正）

- 1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

附則（平成16年9月29日 一部改正）

- 1 本公示は、平成16年10月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。ただし、3.に係る改正については、次の運賃改定の時から適用し、それより前は従前の例による。
- 2 現に大型車に区分される車両であって、3.の規定に基づき、次の運賃改定の時に普通車に区分されることとなるものについては、事業者の申請に基づき、改正前の直近下位の区分に該当するものとして運賃を設定することができるものとする。

附則（平成18年2月27日 一部改正）

- 1 本公示は、平成18年3月1日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附則（平成18年11月30日 一部改正）

- 1 本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。
- 2 1(3)ロ、3については、次の運賃改定（需要構造、原価水準等を勘案して

運賃改定手続きをまとめて取り扱うことが合理的であると認められる地域として別に定める地域において普通車（普通車の車種区分がない地域においては別に定める区分による車種別）の最も高額な運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。）の時から適用し、それよりも前は従前の例による。ただし、地域の実情に応じ次の運賃改定の時より前から適用できるものとする。

附則（平成21年9月30日 一部改正）

1 本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成22年6月24日 一部改正）

1 本公示は、平成22年7月1日以降から適用する。

附則（平成26年1月27日 一部改正）

1 本公示は、平成26年1月27日から適用する。

別表

| 車種区分 | 自動車の大きさ等 |
|--|--|
| <p>普通車</p> <p>ただし、別に定める運賃適用地域にあっては、長さが4.6メートル未満のものを小型車とする。</p> | <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p> |
| <p>大型車</p> | <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの。</p> |
| <p>特定大型車</p> | <p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。</p> |
| <p>小型車運賃を適用できる地域</p> | <p>神奈川県小田原地区、群馬県A地区、群馬県B地区及び山梨県A地区</p> |
| <p>備考</p> | <p>ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p> |